

令和2年2月7日

学生・教職員 各位

校 長

新型コロナウイルス感染症に対する対応について

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎について、政府は令和2年1月28日、感染症法で定める「指定感染症」に指定する政令を閣議決定（令和2年2月1日施行）しました。

また、外務省は令和2年1月24日付けで、湖北省に対して感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を、令和2年1月31日付けで、中国のその他の地域に対して感染症危険情報レベル2「不要不急の渡航は止めてください」を発出しています。

高専機構本部から各学校に対しても「海外渡航及び滞在の実施基準」に基づき、学校主催の行事について渡航中止等の検討要請がありました。

については、本校における現時点での対応として、下記のとおり通知します。

なお、感染症情報は刻々と変化しますので、最新情報を得るように努めてください。

記

1. 中国（香港、マカオ含む）への海外渡航について

「原則渡航不可」です（私事渡航も本基準に準じて判断ください。教職員の渡航についても、自粛するよう強く要請します。）。

ただし、湖北省については、外務省の感染症危険レベルが3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））のため、高専機構「海外渡航及び滞在の実施基準」に基づき、「渡航不可」です。

2. 新型コロナウイルスは、感染流行地域に渡航歴のない方にも感染者が確認されています。感染流行地域に滞在した人や感染の恐れのある人と接触した方で、発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえ、その指示に従うとともに、必ず本校（学生：学生課 0738-29-8242、教職員：総務課 0738-29-2301）に報告をしてください。

3. 新型コロナウイルスの感染拡大予防には、手洗い（接触感染の予防）や咳エチケットのためのマスク着用（飛沫感染の予防）が有効とされていますので、これらの対策を徹底してください。また、人込みを避けるなどの感染予防を行い、普段から健康状態に注意してください。

【相談窓口】

厚生労働省：03-3595-2285（9:00～21:00）

和歌山県庁健康推進課：075-222-3421（平日・9:00～17:45）

御坊保健所：0738-22-3481（平日・9:00～17:45）

【参考】

○関連情報ホームページ

- ・外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp>（PC版、スマートフォン版）

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（モバイル版）

- ・在中国日本国大使館ホームページ

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・和歌山県ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/d00203179.html>

- ・外務省渡航登録サービス（滞在期間3カ月未満：「たびレジ」、3か月以上：在留届）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

- ・外務省「たびレジ」登録サイト（「簡易登録」サイト）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

- ・高専機構「海外渡航及び滞在の実施基準」

外務省海外安全ホームページ 危険情報カテゴリー	外務省海外安全ホームページ 危険情報カテゴリーの説明	実 施 基 準			
		学 生		教 職 員	
		渡航前	渡航中	渡航前	渡航中
レベル1：十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	当該学生と保護者を交え事前協議し実施の可否決定	当該学生と保護者を交え協議し継続の可否決定	危険を避けるため十分な注意を行い原則実施	危険を避けるため十分な注意を行い原則滞在中を継続
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要・不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	原則中止 ただし、やむを得ず渡航及び滞在中が必要があるときは、当該学生と保護者を交え事前協議し実施の可否決定	原則直ちに帰国 ただし、やむを得ず滞在中が必要があるときは、当該学生と保護者を交え協議し継続の可否決定	原則延期又は中止 ただし、やむを得ず渡航及び滞在中が必要があるときは、特別な注意を払うとともに十分な安全対策をとったうえ実施	原則帰国 ただし、やむを得ず滞在中が必要があるときは、特別な注意を払うとともに十分な安全対策をとったうえ滞在中を継続
レベル3：渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	中 止	直ちに帰国	中 止	直ちに帰国
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。 （退避勧告）	その国・地域に滞在している方は滞在地から安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。				

以上